第二区分	三類			地域インデックス方式
第三区分	三類			災害収入共済方式
うめ				
第一区分	一類	小うめの品種のうめ		全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
	二類	小うめの品種以外のうめ		全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び樹園地方式
第二区分	三類			地域インデックス方式
第三区分	三類			災害収入共済方式

なしの区分及びうめの区分に属する品種の果樹には、当該果樹に係る授粉樹が含まれるものとする。

○農林水産省告示第五百四十一号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十三条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十条第一項（同令附則第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同法第百五十三条第一項の農林水産大臣が定める区分及び同令第百四十条第一項の規定による引受方式の選択の方法を次のように定める。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法第百五十三条第一項の規定により特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて農林水産大臣が定める区分は、ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭について定めるものとし、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、それぞれの同表の第三欄に掲げるとおりとする。

2　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百四十条第一項の規定により引受方式（規則第百四十条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）を選択するときは、別表第一の第一欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の第二欄に掲げる区分のうち地域インデックス方式（同項第四号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）及び災害収入共済方式（同項第五号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）以外の引受方式を選択するときは第一区分、地域インデックス方式を選択するときは第二区分、災害収入共済方式を選択するときは第三区分に属する同表の第三欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第四欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
ばれいしょ	第一区分	一類	春植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	全相殺方式（規則第百四十条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）
		二類	春植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		三類	春植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	全相殺方式
大豆	第一区分	一類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式（規則第百四十条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）及び一筆方式（規則附則第十七条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）
		二類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		三類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		四類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
		五類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	全相殺方式、半相殺方式及び一筆方式
	第二区分	六類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
		七類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
		八類	未成熟子実で収穫される大豆	地域インデックス方式
	第二区分	九類	春期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式
		十類	秋期に播種するばれいしょ	地域インデックス方式
		八類	秋植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	全相殺方式
		七類	秋植えで、かつ、種子用であるばれいしょ	全相殺方式
		六類	秋植えで、かつ、食品加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		五類	秋植えで、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		四類	春植えで、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょ	全相殺方式